

岐阜県 売上減少事業者等支援金

第3弾 [2021年10月分]

申請受付要項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、岐阜県を含む19の都道府県において
2021年10月を対象期間として実施された要請等[※]による

①飲食店の休業・営業時間短縮 又は ②不要不急の外出・移動の自粛等の影響により、
2021年10月の売上が2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少した
岐阜県内事業者の皆様の実業継続を支援します。

〔※新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針に
基づき実施された法第24条第9項の規定による要請等を指します。〕

申請方法	所定の申請様式に必要事項を記入の上、添付書類を添えて郵送で申請願います。（提出書類 15～17ページ参照） <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p><宛先> 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県売上減少事業者等支援金（第3弾） 受付係 宛</p></div> <p>※ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による申請は受付しておりません。</p>
申請期間	2021年 12 月 1 日（水）～2022年 1 月 31 日（月）当日消印有効
お問合せ先	岐阜県売上減少事業者等支援金 相談窓口（コールセンター） 電話番号 058-272-8310 受付時間：9時～17時 （土日祝日、12/29～1/3を除く）

2021年12月1日

岐阜県

「岐阜県売上減少事業者等支援金」の不正受給は犯罪です。

目次

1. はじめに	・ ・ ・ 2
2. 給付要件等	・ ・ ・ 4
3. 不給付要件	・ ・ ・ 7
4. 給付額の算定方法	・ ・ ・ 8
5. 申請方法	・ ・ ・ 13
6. 提出書類一覧	・ ・ ・ 15
7. 保存書類	・ ・ ・ 18
8. 申請書の記載例	・ ・ ・ 20
9. 参考資料	・ ・ ・ 26

1. はじめに ～制度の概要～

1. 岐阜県売上減少事業者等支援金（第3弾）とは

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、岐阜県を含む19の都道府県において2021年10月を対象期間として実施された要請等※（以下、「対象措置」という。）に伴う、①飲食店の休業若しくは営業時間短縮 又は ②不要不急の外出・移動の自粛等の影響により、2021年10月の売上が減少した岐阜県内に本店又は主たる事務所を有する中小企業その他の法人等（以下、「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下、「個人事業者等」という。）に対して、事業継続を支援するため支援金を給付します。

※2021年9月30日を終期とする緊急事態措置を実施すべき区域（岐阜県を含め19の都道府県）において基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。）に基づき実施された法第24条第9項の規定による要請等。

2. 対象となる方（詳細は4ページの給付要件等をご覧ください。）

区分	① 飲食店の休業・時短営業の影響	② 外出・移動の自粛等の影響
要件	対象措置により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて、2021年10月の売上が2019年又は2020年の10月比で30%以上50%未満減少した事業者	対象措置により不要不急の外出・移動の自粛等をした個人顧客と継続した直接的な取引があることによる影響を受けて、2021年10月の売上が2019年又は2020年の10月比で30%以上50%未満減少した事業者
	・ 中小法人等又は個人事業者等であり、かつ本店又は主たる事務所が岐阜県内に あること ・ 2021年7月31日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある こと	

※ 国の月次支援金の給付対象となっている場合は、本支援金の給付対象となりません。

※ 売上減少率は2019年10月比と2020年10月比のうち高い方で判断します。

※ 売上減少事業者等支援金は、店舗単位や事業単位ではなく、事業者単位での給付となります。そのため、事業者の全店舗及び事業の合計について、2021年10月の売上が2019年又は2020年の10月の売上と比べて30%以上50%未満減少していることが必要です。特定の店舗や事業のみが要件を満たしても、事業者全体で給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。

※ 取引先の飲食店が対象措置の対象でない場合（昼間のみ営業の飲食店や夜間営業していても「岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、御嵩町」以外の市町村（県内の場合）の飲食店等）は①に該当しません。ただし②に該当すれば本支援金の給付対象となり得ます。

3. 給付額

給付額 = 2019年又は2020年の10月の売上 - 2021年の10月の売上

中小法人等：上限10万円/月 個人事業者等：上限5万円/月

※ 対象措置により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて売上が減少した酒類販売事業者については上限を中小法人等20万円/月、個人事業者等10万円/月とします。

◆用語の定義

用語	内容
売上減少事業者等支援金（第3弾）	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、岐阜県を含む19の都道府県※において基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針を指す。以下同じ。）に基づき2021年10月を対象期間として実施された法第24条第9項の規定による要請等に伴う①飲食店の休業若しくは営業時間短縮又は②不要不急の外出・移動の自粛要請等の影響により、2021年10月の売上が減少（前年若しくは前々年の10月比）した岐阜県内に本店又は主たる事務所を有する中小法人等及び個人事業者等に対して、事業継続を支援するために給付する「岐阜県売上減少事業者等支援金（第3弾）」を指します。</p> <p>※北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県</p>
国の月次支援金	<p>中小企業庁が実施している緊急事態措置※又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金を指します。</p> <p>※法第2条第1項第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいうほか、2021年9月30日を終期とする新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（岐阜県を含む19の都道府県）において基本的対処方針に基づき2021年10月を対象期間として実施された法第24条第9項の規定による要請等を含みます。</p>
対象措置	<p>2021年9月30日を終期とする新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（岐阜県を含む19の都道府県）において、基本的対処方針に基づき2021年10月を対象期間として実施された法第24条第9項の規定による要請を指します。</p>
対象飲食店	<p>対象措置により※、休業・時短営業を実施している飲食店を指します。</p> <p>※対象措置の対象ではない昼間のみ営業の飲食店や「岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、御嵩町」以外の市町村（県内の場合）の飲食店等は対象飲食店となりません。</p>
協力金	<p>2021年10月を対象期間とした対象措置に応じて休業・時短営業を実施した飲食店に支給される、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた協力金を指します。</p>
基準年	<p>2019年10月の売上と、2020年10月の売上を比較して、金額の大きい方の年を指します。</p>
対象月	<p>2021年10月の売上が、対象措置の影響を受けて、基準年の同月比で30%以上50%未満減少していれば、10月が対象月となります。</p>
反復継続した取引	<p>2019年、2020年、2021年の各10月に複数回の取引を行っていることを指します。</p>

2. 給付要件等

給付要件等は下記のとおりです。

区分	① 飲食店の休業・時短営業の影響	② 外出・移動自粛等の影響
	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、岐阜県を含む19の都道府県において2021年10月を対象期間として基本的対処方針に基づき実施された要請等（以下、「対象措置」という。）により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて、2021年10月の売上が2019年10月又は2020年10月の売上と比較して30%以上50%未満減少した事業者 ※1、※2、※3、※4</p>	<p>対象措置により不要不急の外出・移動の自粛等をした個人顧客と継続した直接的な取引があることによる影響を受けて、2021年10月の売上が2019年10月又は2020年10月の売上と比較して30%以上50%未満減少した事業者 ※1、※2、※3</p>
要件	<p>【中小法人等・個人事業者等 共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小法人等又は個人事業者等であり、かつ本店又は主たる事務所が岐阜県内にあること（確定申告書記載の納税地（個人にあっては確定申告書の住所欄上段に記載の住所^{※5}）が岐阜県内にあること） ・ 2021年7月31日時点で事業を営んでおり、売上減少事業者等支援金の給付を受けた後も事業を継続する意思があること <p>【中小法人等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること ・ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること <p>【個人事業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務上、事業収入を得ておらず、雑所得又は給与所得の収入として扱われる業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として得ている個人事業者等にあっては被雇用者又は被扶養者ではないこと 	
<p>※1 2019年10月と2020年10月の売上のうち金額が大きい方と、2021年10月の売上を比較します。</p> <p>※2 売上減少率が50%以上で他の要件を満たしている場合は、国の月次支援金の給付対象となります。</p> <p>※3 国の月次支援金10月分の対象となっている場合は、本支援金は対象外となります。</p> <p>※4 取引先の飲食店が対象措置の対象でない場合（昼間のみ営業の飲食店や夜間（9時以降）営業していても「岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、御嵩町」以外の市町村（県内の場合）の飲食店等）は①に該当しません。ただし②に該当すれば本支援金の給付対象となり得ます。</p> <p>※5 個人事業者で、店舗・事務所等が県内のみにある場合は、確定申告書の住所欄上段に記載の住所が県外であっても県内の事業者とみなします。（対象月において、売上減少事業者等支援金と同趣旨の他都道府県の支援金等を受給しない場合に限る。）</p>		

◆給付対象となる事業者について

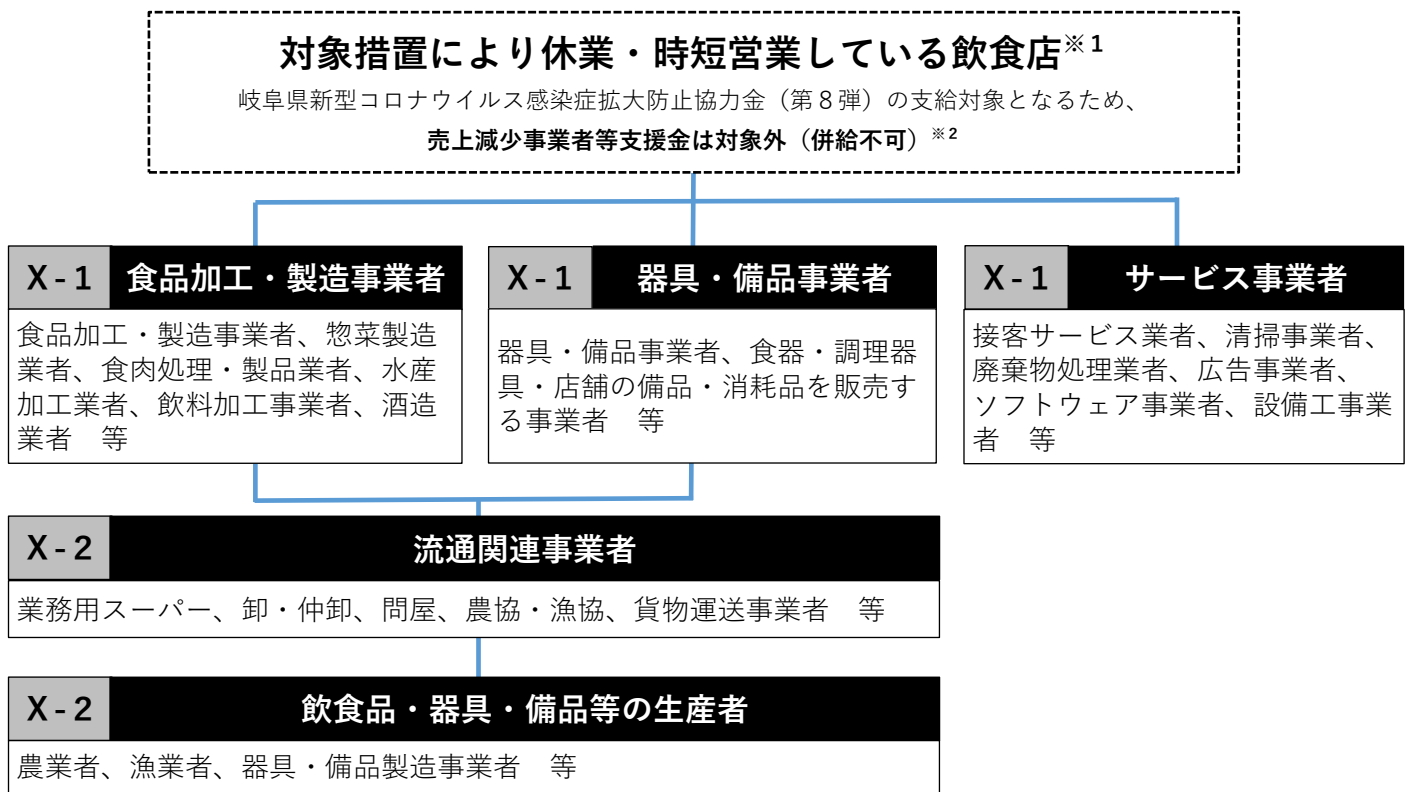
以下の(1)又は(2)の影響を受けて売上が減少した事業者が給付対象となり得ます。

(1) 飲食店の休業・時短営業の影響関係

- ① 対象措置により、休業・時短営業を実施している飲食店（以下、「対象飲食店」という。）に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、対象飲食店が対象措置に伴い休業・時短営業したことにより、対象月に対象飲食店との直接の取引からの事業収入が減少したことによる影響 【X-1 事業者】
- ② 対象飲食店に対して、商品・サービスを自らの販売・提供先（X-1 事業者）を経由して反復継続して販売・提供してきたが、①の影響により、対象月における自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少したことによる影響 【X-2 事業者】

給付対象となり得る事業者の具体例

X-1 X-2 が給付対象になり得ます。



※1 取引先の飲食店の飲食店が対象措置の対象でない場合（昼間のみ営業の飲食店や夜間営業していても「岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、御嵩町」以外の市町村（県内の場合）の飲食店等）は売上が減少していても(1)のX1、X2事業者には該当しません。ただし、(2)のY1、Z1、Z2事業者には該当すれば本支援金の給付対象となり得ます。

※2 対象措置の対象でない飲食店は、(2)のY1事業者には該当すれば本支援金の給付対象となり得ます。

(2) 外出・移動の自粛等の影響関係

- ① 対象措置を実施する地域の個人顧客に対し、商品・サービスを継続的に販売・提供してきたが、対象月の対象措置によって同個人顧客が外出・移動の自粛等をしたことにより、対象月に同個人顧客との取引からの事業収入が減少したことによる影響【Y-1 事業者】
- ② ①の影響を受けた事業者（Y-1 事業者）に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、①の影響により、対象月にY-1 事業者との直接の取引からの事業収入が減少したことによる影響【Z-1 事業者】
- ③ Y-1 事業者に対して、商品・サービスを販売・提供先（Z-1 事業者）を經由して反復継続して販売・提供してきたが、①の影響により、対象月にZ-1 事業者との取引からの事業収入が減少したことによる影響【Z-2 事業者】

給付対象となり得る事業者の具体例

Y-1

Z-1

Z-2

が給付対象になり得ます。

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う B to C ※ 事業者

※事業者が一般消費者に商品やサービスを提供する業務形態。店舗での提供のほか、移動販売や露店商を含みます。

Y-1	旅行関連事業者
	飲食事業者（旅行客が利用する飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場、興行団等）、小売事業者（土産物店等）等

Y-1	その他の事業者
	飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、文化・娯楽サービス事業者（映画館、カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、接骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等）等

注：本事業者に該当しても岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾）の支給対象である飲食店は、売上減少事業者等支援金（第3弾）の対象外となります

Z-1	上記事業者（Y-1 事業者）への商品・サービス提供を行う事業者	食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者等
Z-2	販売・提供先（Z-1 事業者）を經由してY-1 事業者への商品・サービス提供を行う事業者	

(1) (2) に記載された対象となり得る事業者（業種）に該当しても、対象措置による飲食店の休業・時短営業又は外出・移動の自粛等の影響を受けて、売上が減少していなければ給付対象外となります。また、国の月次支援金（10月分）の給付対象者も、給付対象外となります。

3. 不給付要件

給付要件に該当しても、以下の不給付要件に該当する場合は、売上減少事業者等支援金（第3弾）の対象外となります。

また、不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を併せて行っている場合であっても、売上減少事業者等支援金（第3弾）の対象外となります。

【不給付要件】

- (1) 国の月次支援金10月分の給付対象となっている者
- (2) 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾）の支給対象となっている者[※]
- (3) 岐阜県酒類納入事業者支援金（月次支援金上乘せ枠）（第2弾）の支給対象となっている者
- (4) 売上減少事業者等支援金（第3弾）を申請する対象月において、岐阜県以外の都道府県による休業又は営業時間短縮の要請（2021年9月30日を終期とする新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置を実施すべき区域において、基本的対処方針に基づき2021年10月を対象期間として実施された法第24条第9項の規定による要請）に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支給対象となっている者[※]
- (5) 売上減少事業者等支援金（第3弾）の給付の申請において、県が不備修正依頼等を行ったにもかかわらず対応せず、給付要件を満たすことを確認するに足る対応を行わなかった者（ただし、悪質性がないと知事が認めるものを除く。）
- (6) 県の他の給付金、補助金、助成金等について無資格受給又は不正受給を行った者
- (7) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (8) 岐阜県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等、暴力団員等が役員である者及び暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (10) 政治団体
- (11) 宗教上の組織又は団体
- (12) 事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として対象措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合
- (13) (対象措置とは関係なく) 売上計上基準の変更、顧客との取引時期の調整、法人成りや事業承継の直後など単に営業日数が少ないこと等により、対象月の売り上げが減少している場合
- (14) (1)～(13)に掲げる者のほか、売上減少事業者等支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

※ (2) (4) 関係

- ・対象措置の対象エリア外（岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、御嵩町以外の市町村（県内の場合））の飲食店や昼間のみ単独店舗で営業を行っている飲食店など、(2) (4) の協力金の支給対象となっていない飲食店等は、売上減少事業者等支援金（第3弾）の給付対象になり得ます。
- ・休業・時短要請に従わないため(2) (4) の協力金の支給対象とならなかった飲食店等は、売上減少事業者等支援金（第3弾）の給付対象とはなりません。
- ・一部の店舗・事業が協力金の支給対象となっている場合は、他の店舗・事業が要件を満たしていても売上減少事業者等支援金の給付対象とはなりません。

4. 給付額の算定方法

1. 算定に使用する売上（金額）について

給付額の算定に使用する金額は下記の表に定める金額^{※1}とします。

年	売上区分	中小法人等	個人事業者等
2021年	月別売上	対象月の月間事業収入等が確認できる売上台帳等	対象月の月間事業収入等が確認できる売上台帳等
2020年 2019年	1年間の 売上	法人税確定申告書別表一の売上金額	【事業収入のある方】 所得税確定申告書B第一表の収入金額等の事業（営業等・農業）の合計額
			【雑所得又は給与所得が主たる収入の方】 ^{※2} 年間業務委託契約等に記載の事業収入
	月別売上	法人事業概況説明書の月別の売上（収入）金額	【事業収入のある方】 <青色申告の場合> ^{※3} 所得税青色申告決算書の月別売上（収入）金額 <白色申告の場合> ^{※4} 売上（収入）金額の明細等1年間の売上÷12 （1円未満切り捨て）
			【雑所得又は給与所得が主たる収入の方】 ^{※2} 年間業務委託契約等に記載の事業収入÷12 （1円未満切り捨て）

※1 消費税の税込み、税抜きについては、考え方を統一してください。（確定申告書記載の金額が税込みで、売上台帳の金額が税抜きの場合など、考え方が異なる場合は、どちらかに統一した考え方に基き求めた売上金額を使用してください。）

※2 確定申告において、確定申告書B第一表の収入金額等の「事業」欄に記載がなく（又は0円）、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ており、かつ被雇用者又は被扶養者でない方に限ります。

※3 青色申告であっても、以下のいずれかに該当する場合は白色申告と同じ金額とします。
 ・所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合
 ・所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載のない場合又は記載の必要がない場合
 ・その他合理的な理由により所得税青色申告決算書の月別売上（収入）記載の書類を提出できないと県が認める場合

※4 売上減少事業者等支援金（4月～6月）（以下、本項目において「支援金（第1弾）」という。）又は同支援金（8月・9月）（以下、本項目において「支援金（第2弾）」という。）を申請された方は、その申請時に算定した金額を使用してください。なお、白色申告であっても、月別の売上金額を客観的に証明できる場合は、その金額を用いることができます。ただし、支援金（第1弾）又は支援金（第2弾）の申請時と異なる方式により算定した月別売上金額を使用することはできません。

※事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等が含まれる年又は月については、**その額を除いた金額で計算してください。**

2. 給付額の算定方法

(1) 給付額の算定手順

以下の手順で売上減少率を確認したうえで、給付額を算定してください。

① 2021年10月の売上減少率を確認

A = 基準年^{*}の10月の事業収入

※2019年10月の売上と2020年10月の売上を比較して金額が大きい年

B = 2021年10月の月間事業収入

C = 売上減少額 = A - B

売上減少率 = C ÷ A × 100 (小数点以下切り捨て)

② 売上減少率が30%以上50%未満^{*}であれば申請可

※売上減少率50%以上は国の月次支援金(10月分)の対象となるため、売上減少事業者等支援金(第3弾)は対象外となります。(併給不可)

③ 給付額は売上減少額

上限：中小法人等は10万円/月、個人事業者等は5万円/月

ただし、対象措置により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて売上が減少した酒類販売事業者の上限は、中小法人等は20万円/月、個人事業者等は10万円/月となります。

【売上減少額が上限額の範囲内の場合】

給付額 = 売上減少額

【売上減少額が上限額を超える場合】

給付額 = 上限額

※2019年以降に新規開業、事業承継、合併、法人成り等を行った場合は、要項別冊「特例について(証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例)」により給付額を算定することができます。

(2) 給付額の算定例

① 中小法人等の場合

2019年10月、2020年10月の売上金額は、確定申告書の法人事業概況説明書の「月別の売上高等の状況」欄の「売上（収入）金額」に記載されている10月の事業収入を用います。

2021年10月の売上金額は、同年同月の売上帳簿に記載の月間売上合計額を用います。

なお、事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等が含まれている場合は、その額を除いた金額で計算してください。

【算定例】

	売上金額			2019年比		2020年比		申請対象
	2019年	2020年	2021年	売上減少額	減少率	売上減少額	減少率	
10月	1,200,000円	1,000,000円	800,000円	400,000円	33%	200,000円	20%	○

2019年と2020年のうち金額が高い方の売上金額と2021年の売上を比較した売上減少率で申請対象か否かを判定



30%以上 50%未満であるため申請対象となる

< 売上減少額・減少率 >

- ・2019年10月と2020年10月の売上を比べて金額が高い方が基準年となり、基準年の10月の売上金額と2021年10月の売上金額を比較します。上記の例の場合、2019年の売上金額の方が高いため、2019年が基準年となります。
- ・売上減少額は、1,200,000円 - 800,000円 = **400,000円**となります。
- ・売上減少率は、400,000円 ÷ 1,200,000円 = **33%**となります

< 給付額の算定 >

- ・売上減少額と上限額（中小法人等 100,000円[※]）を比較して低い方が給付額となります。上記の例の場合、上限額の方が低いため、上限額が給付額となります。
- ・給付額は 400,000円 > 100,000円のため **100,000円**となります。

※対象措置により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて売上が減少した酒類販売事業者の上限は、中小法人等の場合 200,000円となります。

② 個人事業者等の場合

確定申告が青色申告の場合と白色申告の場合で算定方法が異なります。

【青色申告の場合】

2019年10月、2020年10月の売上金額は、所得税青色申告決算書の「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄に記載されている事業収入を用います。

2021年10月の売上金額は、同年同月の売上帳簿に記載の月間売上合計額を用います。

なお、事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等が含まれる年又は月については、その額を除いた金額で計算してください。（給付金等を雑収入としている場合は控除不要です。）

【算定例】

	売上金額			2019年比		2020年比		申請対象
	2019年	2020年	2021年	売上減少額	減少率	売上減少額	減少率	
10月	1,200,000円	1,000,000円	800,000円	400,000円	33%	200,000円	20%	○

高い方

比較

2019年と2020年のうち金額が高い方の売上金額と2021年の売上を比較した売上減少率で申請対象か否かを判定



30%以上 50%未満であるため申請対象となる

< 売上減少額・減少率 >

- ・2019年10月と2020年10月の売上を比べて金額が高い方が基準年となり、基準年の10月の売上金額と2021年10月の売上金額を比較します。上記の例の場合、2019年の売上金額の方が高いため、2019年が基準年となります。
- ・売上減少額は、1,200,000円 - 800,000円 = **400,000円**となります。
- ・売上減少率は、400,000円 ÷ 1,200,000円 = **33%**となります。

< 給付額の算定 >

- ・売上減少額と上限額（個人事業者等 50,000円※）を比較して低い方が給付額となります。上記の例の場合、上限額の方が低いため、上限額が給付額となります。
- ・給付額は 400,000円 > 50,000円のため **50,000円**となります。

※対象措置により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて売上が減少した酒類販売事業者の上限は、個人事業者等の場合 100,000円となります。

【白色申告の場合】（青色申告（農業）（現金）等を含む）

2019年10月、2020年10月の売上金額は、白色申告の場合等で、確定申告書で月間事業収入が確認できない場合は、**所得税確定申告書収支内訳書の「売上（収入）金額の明細」欄に記載されている年間の事業収入を12で割った金額**を用います。

売上減少事業者等支援金（4月～6月）（以下、本項目で「支援金（第1弾）」という。）又は売上減少事業者等支援金（8月・9月）（以下、本項目で「支援金（第2弾）」という。）を申請された方は、その申請時に算定した月別の売上金額を使用してください。

なお、白色申告であっても、10月の売上金額を客観的に証明できる場合は、その金額を用いることができますが、支援金（第1弾）、支援金（第2弾）の申請時と異なる方式により算定した月別の売上金額を使用することはできません。

また、事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た**給付金、補助金、助成金等が含まれる年又は月については、その額を除いた金額（を12で割った金額）**で計算してください。（給付金等を雑収入（その他の収入）としている場合は控除不要です。）

2021年10月の売上金額は、同年同月の**売上帳簿に記載の月間売上合計額**を用います。

【算定例】

年間売上金額から助成金等を除いてから12で割る

	売上金額			2019年比		2020年比		申請対象
	2019年	2020年	2021年	売上減少額	減少率	売上減少額	減少率	
10月	75,000円 =90万÷12	70,000円 =(96万-12万)÷12	50,000円	25,000円	33%	20,000円	28%	○
年間	900,000円 (助成金なし)	960,000円 (助成金12万円)						

<売上減少額・減少率>

- ・2019年と2020年のそれぞれの年間事業収入を12で割った金額をそれぞれの10月の売上金額とし、金額が高い方の年が基準年となります。
- ・基準年の10月の売上金額と2021年10月の売上金額を比較します。上記の例の場合、2019年の売上金額の方が高いため、2019年が基準年となります。
- ・**売上減少額**は、75,000円－50,000円＝**25,000円**となります。
- ・**売上減少率**は、25,000円÷75,000円＝**33%**となります。

<給付額の算定>

- ・売上減少額と上限額（個人事業者等50,000円※）を比較して低い方が給付額となります。上記の例の場合、売上減少額の方が低いため、売上減少額が給付額となります。
- ・**給付額**は25,000円<50,000円のため**25,000円**となります。

※対象措置により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて売上が減少した酒類販売事業者の上限は、個人事業者等の場合100,000円となります。

5. 申請方法

1. 申請受付期間

令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）まで

※令和4年1月31日（月）の消印有効です。期限を過ぎた申請は受付できませんので、十分ご注意ください。

※申請は、1事業者につき1回限りです。

2. 申請書類の提出方法

- 申請書類の提出は、**郵送**でのみ受付します。
- 提出の際は、**簡易書留など郵便物の追跡ができる方法**でお願いします。
 - ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受付していません。
 - ※オンライン（電子メール含む）による申請は受付していません。
- 封筒に切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。
- 封筒の表面に「申請書在中」と朱書きしてください。
- 送料は申請者側でご負担をお願いします。料金不足の場合は返送されますので、ご注意ください。

<宛先> 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県売上減少事業者等支援金（第3弾） 受付係 宛

3. 申請に必要な書類等

- 15～17ページの提出書類一覧に示す書類で該当するもの全てを提出してください。
- 売上減少事業者等支援金（第1弾）[4月～6月分]、売上減少事業者支援金（第2弾）[8月・9月分]を申請された方は、提出を省略できる書類があります。詳しくは15ページをご覧ください。
- 提出書類はA4サイズにしてください。記入に当たっては、インク又はボールペンを使用してください。（「消せるボールペン」は使用不可とします。）
- 修正液や修正テープ等による訂正は不可とさせていただきます。
- 給付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出や説明を求めることがあります。
- 提出書類の返却はいたしません。（申請を取り下げた場合も返却いたしません。）
- 申請書に添付した書類の原本及び18～19ページの保存書類は、調査等のため提出を求める場合があります。求めに応じて速やかに提出できるよう適切に保存（7年間）してください。

4. 申請様式の入手方法

次のいずれかの方法により入手してください。

- 岐阜県のウェブサイトからダウンロード
URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/185801.html>
- 各県事務所の振興防災課
- 市町村役場の所定の窓口（26ページの市町村申請書配布窓口一覧を参照）

5. 問い合わせ先（土日祝日、12/29～1/3を除く）

岐阜県売上減少事業者等支援金 相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-272-8310 受付時間：9時00分～17時00分

【申請に当たっての留意事項】

■給付決定に係る通知等

- ・提出書類の審査が終了したもののから順次給付します。
- ・提出書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、支援金のお支払いをもって通知に代えさせていただきます。(別途通知はしません。)
- ・提出書類の審査の結果、本支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付決定通知をお送りします。

■給付決定の取消し等

- ・本支援金の給付決定後、給付要件に該当しない事実や不正等を確認した場合は、給付決定を取り消し若しくは変更します。既に給付済みの支援金は返還していただきます。
- ・なお、不正受給の場合は、支援金受領日から返還日までの日数に応じた加算金(支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額)を併せて納付していただきます。

■現地確認等について

- ・申請内容について現地確認をさせていただく場合があります。
- ・現地確認にご協力いただけない場合や、現地確認の結果、不正が確認されたり、提出いただいた資料の真正性が認められない場合、その他給付要件に該当すると判断できない場合等は不給付とさせていただきます。

■不正等について

- ・次のような虚偽申請等があった場合は、不給付となる場合があります。
 - ※ 提出資料を改ざんするなどにより、売上を粉飾する。
 - ※ 既に廃業しているにも関わらず営業実態があるように偽る。
 - ※ 誓約書に誓約した内容に偽りや違反があった場合
 - ※ 事業者が複数の申請を提出した場合
- ・申請内容に不正があった場合など、必要がある場合には、本支援金の給付を受けた事業者名などの情報を公表することがあります。

■支援金の課税の取扱いについて

- ・給付された支援金は、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

6. 提出書類一覧

- 下表の No.1～No.10 に掲げる書類を全て提出してください。
- ただし、売上減少事業者等支援金（4～6月分）（以下、「第1弾」という。）又は売上減少事業者等支援金（8月・9月分）（以下、「第2弾」という。）を申請された方は、原則として、No.1、No.4、No.8、No.10のみ（表中の番号下に★印がある書類）の提出で可となります。なお、第1弾又は第2弾の申請者であっても、次の場合は該当する書類の提出が必要となります。
 - ・ No.2、3：対象措置により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて売上が減少した酒類販売事業者（給付上限額について中小法人等20万円/月、個人事業者等：10万円/月により申請する場合）
 - ・ No.6：第1弾又は第2弾申請後に、氏名（法人名）・住所（本店所在地）に変更があった場合（第1弾申請後に変更があり第2弾で既に提出した場合を除く。以下同じ。）
 - ・ No.7：第1弾又は第2弾申請時に、**決算月の関係で2020年及び2019年の10月を含んだ確定申告書類の写しを提出していない場合**
 - ・ No.9：第1弾又は第2弾申請後に、受領した給付金等がある場合。（該当する給付金等の分のみ提出）
 - ・ 書類全般：第1弾及び第2弾の申請において必要書類を提出しないことを理由に不給付となった場合など、第1弾及び第2弾申請時に何らかの事情で必要書類を提出しなかった場合。（未提出の書類を提出）
- 2019年以降に新規開業、事業承継、合併、法人成り等を行った場合の提出書類については、要項別冊「特例について（証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例）」（以下、「特例」という。）を参照してください。

No.	申請書及び添付書類	留意事項
1 ★	申請書 [様式1]	<p>「1 申請者」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自署又は記名押印してください。 ・ 法人の場合は代表者印（登録印）を押印してください。 <p>「2 売上減少事業者等支援金（第1弾）・（第2弾）申請の有無」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1弾、第2弾のいずれか申請した場合は、有を選択してください。 <p>「3 売上減少額・減少率」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算例を参照し、売上減少額と減少率を算出してください。 <p>「4 申請額」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上金減少額（上限額を超える場合は上限額）を記入してください。 <p>「5 振込先」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず申請者名義の口座を指定してください。 ・ 法人の場合は当該法人の口座に限ります。 ・ ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を支店名欄に記入してください。 ・ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、名義人が確認できる通帳の表紙をめくった見開き部分(当座勘定照合表、インターネットバンキング口座情報画面等)の写しを貼り付けてください。 <p>なお、第1弾又は第2弾を申請された方で前回の振込先と変更がない場合は、通帳の写しの添付を省略できます。</p>
2	売上減少理由書 [様式2]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する箇所にチェックを入れ、飲食店の休業・時短営業又は外出・移動の自粛等の影響を受けて売上が減少した具体的な理由を記入してください。
3	取引先情報一覧 [様式3]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人又は個人事業者に対して商品・サービスを販売・提供している事業者は、販売先・提供先の事業者名（仕入先ではありません）を記入してください。 ・ 一般消費者に対してのみ商品・サービスを販売・提供している事業者（BtoC事業者（Y-1事業者））は提出不要です。

No.	申請書及び添付書類	留意事項
4 ★	誓約書 [様式 4]	署名年月日は、申請受付期間内の日にちを記入してください。
	中小法人等の場合	代表者役職・氏名欄は、法人代表者の方が自署（又は記名）し、必ず登録された法人代表者印を併せて押印してください。
	個人事業者等の場合	代表者役職・氏名欄は、個人事業者の方が自署してください。
5	「自らの販売・提供先との反復継続した取引」又は「個人顧客との継続した取引」を証明する書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年及び2020年の10月において取引先(商品の販売先・サービスの提供先)と反復継続的に取引していることが分かる帳簿書類及び通帳の写し。(17ページ参照) ・取引先が分かる場合は通帳のみで可。 ・B to C事業者で現金取引が主体のため通帳に継続取引を示す記帳がない場合は、日毎の売上が記載された帳簿書類のみで可。(チェックリストで、その旨選択してください。)
6	本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・法人・個人いずれの場合も、申請を行う月において有効なものに限ります。
	中小法人等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書の写し（申請日から3カ月以内に発行されたもの）を提出してください。登記情報提供サービスにより提供される商業・法人登記情報の場合は照会番号（有効期間内のもの）が記されたものを提出してください。
	個人事業者等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、生年月日、住所が分かる公的機関が発行した書類の写しを提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <書類の例> 運転免許証（記載事項に変更がある場合は裏面も提出）、健康保険証、マイナンバーカード表面（顔写真がある面。裏面提出不可）、その他公的機関が発行した証明書
7	收受日付印※の付いた確定申告書類の写し （2019年及び2020年の10月をその申告期間に含むもの） ※e-Taxによる申告の場合、受付日時の印字があれば可。印字が無い場合は受信通知メールの写しを添付してください。 ※收受日付印、e-Tax 受付日時の印字または受信通知のいずれも無い場合は、税理士の署名押印があれば可。	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年及び2020年分（法人の場合は年度）のいずれも提出してください。 ・收受日付印、e-Tax 受付日時の印字又は受信通知、税理士の署名押印のいずれも無い場合は、提出する確定申告書の年（度）の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出してください。なお、「納税証明書」も無い場合は、「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出してください。 ・個人事業者等で2020年又は2019年に所得税の確定申告義務が無かった場合は、住民税申告書の控え（收受日付印あり）を提出してください。（特例1参照）
	法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・法人税確定申告書別表一 ・法人事業概況説明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人事業概況説明書は1枚目及び2枚目の両方を提出してください。
	個人事業者等の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告書B（第一表） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。（記載されている場合は黒塗りしてください。）
	青色申告の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告決算書 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告決算書は1枚目及び2枚目の両方を提出してください。
	白色申告の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・収支内訳書 	<ul style="list-style-type: none"> ・収支内訳書は1枚目及び2枚目の両方を提出してください。
	税務上、事業収入がなく、業務委託契約等に基づく活動の収入を主たる収入としている方 <ul style="list-style-type: none"> ・（上記に加え）業務委託契約書等の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告決算書又は収支内訳書に加え、業務委託契約書の写し（契約者の署名があるもの）、もしくは業務委託契約等による収入があることが分かる書類の写しを提出してください。

No.	申請書及び添付書類	留意事項
8 ★	売上帳簿の写し	・2021年10月の事業収入が分かる売上台帳等の写しを提出してください。(月間売上合計金額にマーカー等で印をつけ、様式1に記載した2021年10月の売上金額がわかるようにしてください。)
9	給付金・補助金・助成金等の受領を証明する書類の写し	・該当がある場合のみ提出してください。 (例) 給付決定通知書、入金を確認できる通帳の写し等
10 ★	申請書類等チェックリスト	・申請の前に提出書類がすべてそろっているか確認し、必要事項を記載の上、同封してください。

(注) 提出書類5 帳簿書類等及び通帳の例

1) 帳簿書類

- ・収入金額や経費支出を記載した経理帳簿

日付	品名	販売先	数量	金額
○月○日	○○○	カ) ●●	●●個	××00円
○月○日	●●●	●●商店	●●個	××00円
○月○日	●●●	●●商店	●●個	××00円

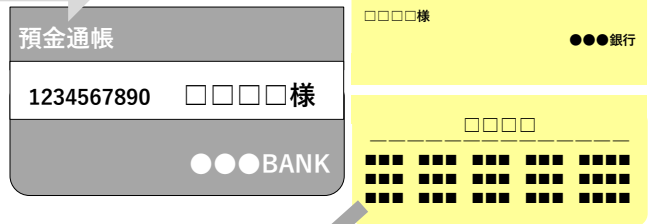
- ・請求書、領収書等

請求書					領収書	
株式会社●● 御中					●年●月●日	
●年●月●日					株式会社●● 御中	
株式会社●●					商品名	金額
代表取締役●●					●●●	●●円
令和●年●月分ご請求金額●●円					●●●	●●円
内訳					合計	●●円
No.	商品名	数量	単価	合計	(うち消費税	●●円)
1	●●	●●個	●円	●円	お預り	●●円
2	●●	●●個	●円	●円	お釣り	●●円

2) 通帳

- ・帳簿書類に記載の取引に関する入出金記録が記帳されている通帳

取引内容の一致
(日付・取引先・金額)



年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
●月●日	振込	●●商店	××00円	×××00円
●月●日	振込	カ) ●●	△△00円	×××00円
●月●日	振込	●●商店	××00円	×××00円

※取引内容について、売上計上時期と振込日(入金日)が違う等の理由により、「帳簿書類等」の記載内容と「通帳」の記帳内容が一致していない場合は、一致していない理由等を書類の余白(任意の用紙でも可)に記入の上、提出してください。

※通帳のみで取引先が分かる場合は通帳のみで可(チェックリストでその旨選択)

※B to C事業者で現金取引が主体のため通帳に継続取引を示す記帳がない場合は、日毎の売上が記載された帳簿書類のみで可。(チェックリストでその旨選択)

7. 保存書類

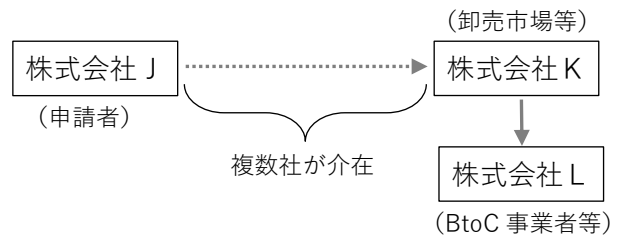
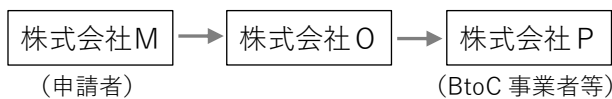
以下の保存書類（1、2）については7年間保存してください。

これらの保存書類については、申請時に提出は求めませんが、調査等のために提出を求める場合がありますので、求めに応じて速やかに提出できるように適切に保存してください。

保存書類 1:

「自らの販売・提供先との反復継続した取引」又は「個人顧客との継続した取引」を証明する書類等

- (1) 2019年及び2020年の10月において、自らが販売・提供する商品・サービスが他者を經由して、対象措置により「休業・時短営業を実施している飲食店」又は「不要不急の外出・移動の自粛等の影響を受けたBtoC事業者」に反復継続して届いていることを示す書類・統計データ等



1) 請求書や販売証明書、納品書等

- ①業者O→業者Pに対する請求書の写し
- ②業者Oが「申請者Mから購入した商品をPに販売したこと」を認める書類

2) 対象措置実施都道府県内の卸売市場等に反復継続して販売されていることを示す統計データ等

- ③Jが生産している商品の品目について、対象措置実施都道府県内の卸売市場等に反復継続して販売されていることを示す統計データ

①

請求書

株式会社P 御中

●年●月●日
株式会社O
代表取締役●●

2019年10月分ご請求金額●●円
内訳

No.	商品名	数量	単価	合計
1	●●	●●個	●円	●円
2	●●	●●個	●円	●円

代表取締役●●

2020年10月分ご請求金額●●円
内訳

No.	商品名	数量	単価	合計
1	●●	●●個	●円	●円
2	●●	●●個	●円	●円

②

誓約書

株式会社M 御中

●年●月●日
株式会社O
代表取締役●●

御社が弊社に販売した下記商品は、**2019年10月及び2020年10月**のそれぞれの期間に複数回にわたり、弊社から岐阜県内の以下の販売事業者へ販売いたしました。


- ・主な取扱商品名 (●●、●●)
- ・販売先事業者名 (含む所在地)
- BtoC事業者 (岐阜県・株式会社P)
- 卸売市場 ()
- 流通事業者 ()

③

産地		合計	2019年9月	2019年10月	2019年11月
岐阜県 ●●市	数量	△△△	△△△	△△△	△△△
	金額	××,000円	××,000円	××,000円	××,000円
	平均価格	××,000円	××,000円	××,000円	××,000円
産地		合計	2020年9月	2020年10月	2020年11月
岐阜県 ●●市	数量	△△△	△△△	△△△	△△△
	金額	××,000円	××,000円	××,000円	××,000円
	平均価格	××,000円	××,000円	××,000円	××,000円

- (2) 2019年及び2020年の10月において、岐阜県内で主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を継続的に行っていることが分かる ① 商品・サービスの一覧表（メニュー表等）、② 外景・内景写真（店舗の場合）、③ 賃貸借契約書又は登記簿 等の書類

※事業を営んでいることが分かる場合は、許認可書で代用可

①メニュー表等	②外景・内景写真	③賃貸借契約書・登記簿謄本
<p>・商品又はサービスを顧客に提供していることが分かるメニュー表（HP掲載ページも可）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>メニュー1 ・〇〇〇 円 ・××× 円</p> <p>メニュー2 ・△△△ 円 ・〇×〇 円 ・×△〇 円</p> <p>メニュー3 ・××〇 円</p> </div>	<p>・店舗の内景・外景写真（HP掲載写真も可）</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>	<p style="text-align: center;">賃貸借契約書</p> <p>株式会社 A（以下「甲」という。）と株式会社 B（以下「乙」という。）は、以下のとおり建物賃貸借契約を締結する。</p> <p>（物件の表示） 第1号 甲は乙に対し、下記の建物部分を賃貸し、乙はこれを賃借する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>住 所：岐阜県〇〇市〇〇町〇〇丁目 家屋番号：〇〇番 種 類：店舗 構 造：鉄骨コンクリート造 延べ床面積：〇〇〇㎡ 建築面積：〇〇〇㎡</p> <p>（使用目的） 第2号 乙は本物件を乙の事業用店舗として使用し、その使用目的以外に転用してはならない。</p> <p>（契約期間） 第3号 本建物部分の賃貸期間は令和〇年〇月〇日から2年間とする。なお、契約期間満了の3か月前までに、甲乙いずれかからも契約終了の意思表示が無い場合は、更に2年間更新されるものとする。</p>

保存書類 2：

「6. 提出書類一覧」のうち売上減少事業者支援金（第1弾）又は（第2弾）を申請したため、今回（支援金（第3弾））は提出不要とされた下記書類等（15ページ参照）

No.	書類名等
2	売上減少理由書（様式2）
3	取引先情報一覧（様式3）
5	「自らの販売・提供先との反復継続した取引」又は「個人顧客との継続した取引」を証明する書類等
6	本人確認書類の写し
7	収受日付印の付いた確定申告書類の写し
9	給付金・補助金・助成金等の受領を証明する書類の写し

※ 上記書類について提出が必要となる場合もあります。（15ページ参照）

8. 申請書の記載例

1. 申請書（様式1） [1枚目]

1 申請者、2 売上減少事（第1弾・第2弾）申請の有無、3 売上減少額・減少率、4 申請額

法人の場合は法人欄に、個人事業者の場合は個人事業者欄に記入してください。

申請書類を作成された担当者を記入してください。（代表者と同じ場合は記入不要）

申請書の作成日を記入してください。

岐阜県知事 様

岐阜県売上減少事業者等支援金（第3弾）申請書

次のとおり岐阜県売上減少事業者等支援金（第3弾）の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者（法人又は個人事業者欄いずれかを選択し、該当する項目を記入してください。）

フリガナ	カブシキガイシャマルマル	本店住所	〒500-0000 岐阜市□□□ □丁目□番□号
法人名	株式会社○○○	代表者氏名	岐阜 一郎
フリガナ	ダイエウトリシマリヤク	フリガナ	ギフ イチロウ
代表者役職	代表取締役	代表者氏名	岐阜 一郎
法人番号 (13桁)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	担当者氏名	岐阜 二郎
担当者	総務部総務課	フリガナ	ギフ ジロウ
所属部署		担当者氏名	岐阜 二郎
連絡先	固定電話 058-△△△-△△△△	携帯電話	090-××××-××××
フリガナ	ギフ ハナコ	生年月日 (和暦)	昭和○○年○○月○○日生
氏名	岐阜 花子	自宅住所	〒500-0000 岐阜市☆☆☆ □丁目□番□号
屋号	★★★★	店舗・事業所所在地 (自宅住所と異なる場合のみ記載)	〒500-0000 高山市○○○ □丁目○○ビル1F
連絡先	電話・携帯 080-□□□□-□□□□		

本店又は主たる事務所の住所を記入してください。（本人確認書類記載の住所と同じ）

印鑑登録された法人の代表者印を押印してください。

日中に連絡を取ることができる連絡先を記入してください。

飲食店若しくは酒類販売業者の方は記入してください。

個人事業者で自筆の場合は押印不要。

事業概要は、日本産業分類表を参考に業種を記入し、主な商品またはサービスの内容を具体的に記入してください。
(産業分類の詳細は、総務省HP参照)
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/saogyo/H25index.htm

2021年(C)は売上帳簿上の売上高を記入してください。

2019年(A)と、2020年(B)は、確定申告書上の事業収入を記入してください。(白色申告等で月別の事業収入が確認できない場合(業務委託契約等収入含む)は、年間事業収入÷12を月額としてください。)

(業種、主な取引商品・サービスを記入してください。)

飲食店（喫茶店）、酒類販売業

(飲食業者・酒類販売業者の場合は□にチェックを入れ、必要事項を記入してください。)

飲食業者(通常の営業時間を記入し、要請対象区域(岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、御嵩町)内の店舗の有無にも○を付してください。)

・通常の営業時間 : 開店: 7時30分 ~ 閉店: 18時30分

・要請対象区域内の店舗の有無: 有・ 無

酒類販売事業者(対象措置により休業・時短営業をした飲食店(要請対象区域内の店舗に限る)と直接・間接かつ反復継続した取引の有無に○を付してください。)

・休業・時短営業飲食店(要請対象区域内)との取引の有無: 有・ 無

資本金の総額又は出資の総額	10,000,000円
常時雇用する従業員数	正社員 20人 パート等 10人
設立・開業年月日(西暦)	昭和○○年○○月○○日
決算月(法人の場合)	12月

売上減少事業者等支援金(第1弾)[4月~6月分] 申請の有無

4月~6月分のうち1ヶ月分でも申請した場合は「有」に○を付してください

有・ 無

売上減少事業者等支援金(第2弾)[8月・9月分] 申請の有無

8月・9月分のうち1ヶ月分でも申請した場合は「有」に○を付してください

有・ 無

国の月次支援金を申請している場合(売上減少率50%以上)はチェックしてください。その場合、本支援金は給付対象外となります。

売上減少額・減少率

売上金額(※1)		2019年比		2020年比		判定(※2)	月次(※3)
2019年(A)	2020年(B)	売上減少額(A-C)	減少率	売上減少額(B-C)	減少率		
3,000,000円	2,000,000円	1,800,000円	40%	200,000円	10%	<input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/>

※1 消費税の税込み、税抜きについては、必ずどちらかを記入してください。
 ※2 2019年と2020年の売上金額を記入してください。
 ※3 国の「月次支援金(10月分)」

減少率は(A-C)/A 又は (B-C)/B で算出してください。
売上金額 A と B を比較して多い方の年の減少率が 30%以上 50%未満の場合は、申請の対象となります。申請の対象となる場合は、判定(※1)に○を付してください。

申請額

売上減少額(※4)	給付上限額(※5)	申請額(※6)
	法人 個人	
1,200,000円	10万円 5万円	100,000円

※5 対象措置により休業・時短営業をしている飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引がある影響で売上が減少した酒類販売事業者は法人が20万円/月、個人事業者が10万円/月となります。
 ※6 ※4の売上減少額と法人・個人の区分に応じた給付上限額を

取引先の飲食店が要請対象区域内(県内の場合、岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、御嵩町)にある場合のみ適用されます。

売上減少額と申請事業者区分に応じた給付上限額を比較して小さい方の金額を申請額として記入してください。

申請書（様式1） [2枚目]

5 振込先

法人の場合は、当該法人の口座に限ります。
 預金通帳等の表紙の裏のページに記載されたカナ書きの口座名義人を転記してください。
 ゆうちょ銀行の場合は、3桁の店番を支店名欄に記入してください。

岐阜県売上減少事業者等支援金(第3弾) [2021年10月分]

5 振込先

金融機関名	〇〇	銀行・金庫・組合・農協・漁協							
支店名	□□□	本店・支店・出張所・本所・支所 <small>※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載</small>							
預金種類 (該当に○)	<input type="radio"/> 1 普通 <input type="radio"/> 2 当座 <input type="radio"/> 3 納税準備 <input type="radio"/> 4 貯蓄								
口座番号	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">1</td> <td style="width: 12.5%;">2</td> <td style="width: 12.5%;">3</td> <td style="width: 12.5%;">4</td> <td style="width: 12.5%;">5</td> <td style="width: 12.5%;">6</td> <td style="width: 12.5%;">7</td> </tr> </table>		1	2	3	4	5	6	7
1	2	3	4	5	6	7			
口座名義人 (カタカナで記入)	ギフ ハナコ								

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。
 ※必ず申請者名義の口座を指定してください(申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。)。また、通帳等に記載のとおり正確に記入して下さい。
 ※第1弾又は第2弾を申請された方で前回と振込先の変更がない場合は、通帳の写しの貼付を省略することができます。変更がない場合は、下記の1に○を付してください(口座番号が同じでも前回申請後に口座名義を変更された場合は省略不可)。

振込先の変更 (該当に○)	<input checked="" type="radio"/> 1 変更なし	<input type="radio"/> 2 変更あり
------------------	---	------------------------------

下記に通帳の写し(表紙をめくった見開きページ全体)を貼り付けてください。
 第3弾で初めて申請される方は必ず貼付してください。

注：等倍でコピーを貼ってください。
 (写真不可。折曲禁止)

※ 等倍でコピーを貼ってください。
 (写真不可。折曲禁止)

第1弾又は第2弾を申請された方で前回と振込先の変更がない場合は添付不要です。

第3弾で初めて申請される方、第1弾又は第2弾を申請された方で前回と振込先の変更がある場合は、必ず預金通帳等の表紙の裏のページの見開き全体をコピー(写真不可)の上、剥がれないように貼付してください。

2. 売上減少理由書（様式2）

法人の場合は法人名、個人事業者の場合は、事業者氏名を記入してください。

該当する事業者区分に☑を入れてください。

岐阜県売上減少事業者等支援金(第3弾) [2021年10月分]

様式2

岐阜県売上減少事業者等支援金(第3弾) 売上減少理由書

申請者(法人名又は個人事業者の場合は氏名) 株式会社〇〇〇〇

【全事業者共通 (X1、X2、Y1はその他を選択した場合)】

理由について、具体的な記載が無い場合は、飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により売上が減少したことが確認できない(例えば「新型コロナの影響で売上が減少した」等は不可)ため、可能な限り具体的に記入してください。

事業者区分	売上減少の理由
<input checked="" type="checkbox"/> 時短対象飲食店等と直接取引を回復継続して行っている事業者 X-1	<input checked="" type="checkbox"/> 直接取引先の飲食店が営業時間を短縮・休業(廃業)したことにより売上が減少した。 <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記入願います。)
<input type="checkbox"/> 時短対象飲食店等と間接取引を回復継続して行っている事業者 X-2	<input type="checkbox"/> 間接取引先の飲食店が営業時間を短縮・休業(廃業)したことにより売上が減少した。 <input type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記入願います。)

② 外出自粛等の影響関係

事業者区分	売上減少の理由
<input checked="" type="checkbox"/> 自らは「BtoC事業者」であり、主に対面で個人顧客向けに「商品の販売」又は「サービスの提供」を継続的に行う事業者 Y-1	<input type="checkbox"/> 外出自粛等の影響で、自らの店舗・施設等への来店者が減少し、「商品の販売」又は「サービスの提供」が減少した。 <input type="checkbox"/> 移動サービス(タクシー、レンタカー等)を提供しているが、外出自粛等の影響で、利用者が減少した。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的な理由を記入願います。)
<input checked="" type="checkbox"/> 上記事業者(Y-1)へ直接、商品の販売又は「サービスの提供」を回復継続して行う事業者 Z-1	自らの商品・サービスの内容と、その販売・提供先である事業者(Y1)の業種等を具体的に示しながら、売上の減少理由を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 飲食店に食材を卸しているが、外出自粛の影響を受けて、取引先の飲食店の客が減少し、食材の販売が減少した。 <input checked="" type="checkbox"/> 洋服店を中心とした各種店舗の内装改修・メンテナンスを行っているが、外出自粛の影響を受けて、取引先の店舗の売上が減少し、当社への発注が減少した。
<input checked="" type="checkbox"/> 自らの販売・提供先を経由して、上記事業者(Y-1)へ「商品の販売」又は「サービスの提供」を回復継続して行う事業者 Z-2	自らの商品・サービスの内容と、それを最終的にどのような事業者(Y1)に販売・提供しているのか、その事業者の業種等を具体的に示しながら、売上の減少理由を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 加工食品を製造しており、取引先の卸売業者を経由して、飲食店に販売しているが、外出自粛の影響を受けて、飲食店の客が減少したため、加工食品の売上が減少した。 <input checked="" type="checkbox"/> 元請を通して、各種店舗の内装工事を行っているが、外出自粛の影響を受けて、施工先の各種店舗の売上が減少し、内装工事の発注が減少した。

※申請受付要項「8. 申請書の記載例」22ページを参考に記入してください。Z1、Z2事業者は必ず記入してください。X1、X2、Y1事業者は減少理由でその他()した場合に記入。

【X1、X2、Y1事業者】

該当する売上減少理由に☑を入れ、その他に☑を入れた場合は、自らの商品・サービスの内容とその販売・提供形態(対面か否か等)、販売先(地域(都道府県名、地方名)、事業者 or 一般消費者)を示しながら、売上が減少した具体的な理由を記入してください。

【Z1事業者】

様式中及び下記の記載例を参考に、自らの商品・サービスの内容と、その販売・提供先である事業者(Y1)の業種等を具体的に示しながら、売上減少の理由を必ず記入してください。

(売上減少理由記載例)

- 紳士服店を中心に洋服を卸しているが、外出自粛の影響を受けて、紳士服店の客が減少し、洋服の売上が減少した。
- 旅行会社主催のツアーで、小型バスによる旅客サービスを提供しているが、旅行会社のツアーが外出自粛の影響を受けて催行されず、売上が減少した。
- 各種店舗の広告(チラシ)業務を請け負っているが、外出自粛の影響を受けて各種店舗の売上が減少したため、当社への発注が減少した。
- 飲食店を対象としたコンサルティングサービスを提供しているが、外出自粛の影響を受けて飲食店への来店者が減少し、顧問契約が打ち切られた。

【Z2事業者】

様式中及び右の記載例を参考に、自らの商品・サービスの内容と、それを最終的にどのような事業者(Y1)に販売・提供しているのか、その事業者の業種等を具体的に示しながら、売上減少の理由を必ず記入してください。

(売上減少理由記載例)

- 業務用食器を製造し、卸売業者を通して飲食店に提供しているが、外出自粛の影響を受けて飲食店の来店者数が減少し、売上が減少した。
- 和菓子屋を製造し、卸売業者を通して食品スーパー等に販売しているが、外出自粛の影響を受けてスーパー来店者数が減少し、売上が減少した。

3. 取引先情報一覧(様式3)

岐阜県売上減少事業者等支援金(第3弾) [2021年10月分]

様式3

岐阜県売上減少事業者等支援金(第3弾) 取引先情報一覧

申請者(法人名又は個人事業者の場合は氏名) 株式会社○○○

2019年、2020年及び2021年の10月において、「売上減少理由書(様式2)」に該当する取引を継続的に複数回行った取引先(商品・サービスの販売・提供先)の情報を、売上が大きい順に2者ずつ記入してください。

- ※1 一般消費者に対してのみ商品・サービスを提供している事業者(BtoC事業者で、売上減少理由書(様式2)の事業者区分で、Y1のみを選択した場合)は、本様式は提出不要です(チェックリストでその旨選択してください。)
- ※2 原則として、法人の取引先を記入して下さい。ただし、屋号・雅号が明らかな場合など、個人事業者であることが識別可能な場合は、個人事業者を記入することができます。
- ※3 「売上減少理由書(様式2)」の事業者区分で、「時短対象飲食店等と間接取引を反復継続して行っている事業者 X2」を選択した酒類販売事業者の場合は、自らの取引先と、取引先を経由して最終的に商品が納入される飲食店の事業者名を1者ずつ記入してください(事業者住所と店舗所在地が異なる場合は、事業概要欄に店舗名と店舗所在地を記入してください。)
- ※4 該当する取引先が1者のみの場合は、1者のみ記入してください。
- ※5 2021年の10月において、対象措置の影響により、該当する取引を複数回行った取引先が存在しない場合は、その旨を法人名欄に記入して下さい。
- ※6 各欄をもれなく記入してください。記入不備や記入もれがあった場合は、再提出又は不給付となります。
- ※7 取引先等の売上に対象措置の影響が無い場合は、売上減少事業者等支援金の給付要件を満たさないため、給付対象とはなりません。

法人の場合は法人名、個人事業者の場合は、事業者氏名をそれぞれの欄に記入してください。

売上減少理由書に記載した取引に該当するもので、継続的に行った取引の取引先情報について、2019年から2021年の各10月における、それぞれ売上が大きい順に、上位2者を記入してください。

「時短対象飲食店等と間接取引を反復継続して行っている事業者(X2事業者)」である酒類販売事業者の場合は、自らの取引先と、取引先を経由して最終的に商品が納入される飲食店の事業者名を1者ずつ記入してください。

なお、最終的に商品が納入される飲食店の店舗所在地が要請対象区域(県内の場合、岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、御嵩町)以外の場合はX2事業者にはなりません。

(1) 2019年10月の取引先

法人番号(法人のみ)	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7
住所(番地まで記入)	〒○○○-○○○ 岐阜市☆☆☆町☆☆番☆☆号												
法人名(個人事業者の場合は屋号・雅号)	★★★★株式会社												
電話番号	○○○ - ○○○ - ○○○○												
事業概要													
居酒屋、カフェ、レストラン													

法人番号(法人のみ)	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6
住所(番地まで記入)	〒□□□-△△△△ 多治見市★★★町□□丁目□番地												
法人名(個人事業者の場合は屋号・雅号)	有限会社△△△												
電話番号	△△△ - ××× - □□□□												
事業概要													
食品・酒類販売業													

事業概要は、日本産業分類表を参考に業種を記入し、主な商品またはサービスの内容を記入してください。

(産業分類の詳細は、総務省HP参照)

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

※2020年10月、2021年10月分も同様に記入してください。

4. 誓約書（様式4）

岐阜県売上減少事業者等支援金(第3弾) [2021年10月分]

様式4

岐阜県知事 様

誓約書

岐阜県売上減少事業者等支援金(第3弾)(以下「支援金」という。)の交付申請にあたり、下記の全てにおいて宣誓又は同意します。

1. 給付要件を満たしていること。
2. 不給付要件に該当しないこと。
3. 次のいずれかに該当すること。
 - (1) 2021年9月30日を終期とする新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域(岐阜県を含む19の都道府県)において、基本的対処方針(新型インフルエンザ等特別措置法(以下、「法」という。)第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。)に基づき2021年10月を対象期間として実施された法第24条第9項の規定による要請等(以下、「対象措置」という。)により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引がある。
 - (2) 対象措置による不要不急の外出・移動の自粛等の直接的な影響を受けた。
4. 支援金の申請及び給付において提出した基本情報及び証拠書類等並びに記載内容に虚偽が無いこと。
5. 同一の月において支援金を重複して申請しないこと。
6. 支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。
7. 確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに岐阜県が定める要請の影響を証明する証拠書類を7年間保存すること。
8. 飲食店で、岐阜県による営業時間短縮・休業要請等の対象となっている事業者は、営業時間の短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、支援金の受給資格がないことに同意すること。また、支援金を受給した場合には速やかに返還すること。
9. 岐阜県から申請内容及び審査に関する調査・報告・是正のための依頼・措置等の求めがあった場合は、これに応じること。
10. 申請のために提出した証拠書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意すること。
11. 各業種別ガイドラインの規定、コロナ社会を生き抜く行動指針の内容を確認・遵守し、感染防止対策を実施していること。
12. 業種に係る営業に必要な許可等を全て有していること。
13. 支援金の交付後に申請内容に虚偽等が判明した場合は速やかに返還するとともに、加算金の支払に応じること。また、事業者名、店舗名等の情報が公表されることに同意すること。
14. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
15. 個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲内で業務委託事業者と共有することに同意すること。
16. 提出した情報が支援金の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために県が申請者の基本情報を第三者に提供する場合を含む。)及び支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は岐阜県が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること。
17. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて岐阜県が行政機関(国、市町村、税務当局、警察署、保健所等)に提供することに同意すること。

署名年月日は、申請受付期間内の日にちを記入してください。
所在地は、法人の場合は会社の所在地を、個人事業者の場合は自宅住所を記入してください。
申請事業者名は、法人の場合は法人名を記入してください(個人事業者は記入しないでください)。
代表者役職・氏名は、個人事業者の場合は必ず自署をお願いします。
法人の場合は代表者の自署又は記名のうえ、登録された法人代表者印を必ず押印してください。

【署名欄】 署名年月日 令和3年 12月 □□日

所在地(個人事業者の場合は自宅住所) 岐阜市□□□ □丁目○番○号

申請事業者名(法人の場合は記入) 株式会社○○○

代表者役職・氏名(個人事業者の場合は申請者氏名) 代表取締役 岐阜一郎 印

※個人事業者においては必ず自署で記入してください。

※法人においては代表者の自署又は記名のうえ、登録された法人代表者印を必ず押印してください。

5. 申請書類等チェックリスト

申請書類チェックリストは申請書類に同封して提出してください。

法人の場合は法人名、個人事業者の場合は、事業者氏名をそれぞれの欄に記入してください。

岐阜県売上減少事業者等支援金（第3弾）申請書類等チェックリスト

申請者（法人名又は個人事業者の場合は氏名） ○○○株式会社

- ※1 本チェックリストにて併給不可の給付金等を申請していないか、申請書類・添付書類の不足等がないか確認してください。
- ※2 岐阜県売上減少事業者等支援金（第1弾）又は（第2弾）の申請の有無によって提出必要書類が異なります。
- ※3 様式2、様式3は、対象措置により休業・時短営業した飲食店等と直接又は間接取引を反復継続して行っている酒類販売事業者（給付上限額について中小法人等20万円/月、個人事業者等：10万円/月により申請する場合）は、支援金（第1弾）、（第2弾）を申請していても、提出が必要となります。
- ※4 確定申告書の写しは、支援金（第1弾）、（第2弾）を申請していても、決算月の関係で前回申請時に2020年及び2019年の10月を含んだ確定申告書の写しを提出していない場合は、提出が必要となります。
- ※5 以下（表中備考欄含む）の□の中に該当するもの全てにチェックを入れてください。
- ※6 本チェックリストは申請書類に同封してください。

1. 併給不可の給付金等の申請状況の確認

売上減少事業者等支援金（第3弾）を申請する令和3年10月を対象期間とした、「国の月次支援金（10月分）」、「岐阜県酒類納入事業者支援金（月次支援金上乘せ枠）（第2弾）」、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾）」、「岐阜県以外の都道府県による飲食店等に対する休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金」のいずれかを、

申請した（本支援金は給付対象となりません） 申請していない

併給不可の給付金等を申請していないか確認してください。（申請している場合、本支援金は給付対象となりません。）

2. 申請書類の確認

- 売上減少事業者支援金（第1弾・第2弾）を申請した（チェック欄①で確認してください）
※ 提出不要書類について、第1弾、第2弾を申請していても提出が必要な場合（上記※3、※4の場合等。詳細要項15ページ参照）は、該当する書類についてチェック欄②で確認してください。
- 売上減少事業者支援金を申請していない（チェック欄②で確認してください）

本支援金
第1弾〔4月～6月分〕
第2弾〔8月・9月分〕について、それぞれ1ヶ月分でも申請した場合は「申請した」にチェックを入れてください。
不給付であった場合、給付不給付が決定していない場合でも申請していれば「申請した」にチェックを入れてください。

第1弾、第2弾いずれか申請した場合は、チェック欄①、いずれも申請していない場合は、チェック欄②で提出書類が揃っているか確認してください。

なお、第1弾、第2弾を申請していても提出が必要な書類がある場合（本チェックリスト※3（対象措置により時短休業している飲食店と取引がある酒類販売事業者の場合）等。詳細は15ページ参照）は該当する書類について、チェック欄②で確認してください。

備考欄についても該当するものにチェックを入れてください。

	備考（該当するものにチェックして下さい）	チェック欄① 1弾・2弾あり	チェック欄② 1弾・2弾なし
	<input checked="" type="checkbox"/> 通帳の写しを添付	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2 売上減少申請書（様式2）		—	<input checked="" type="checkbox"/>
3 取引先情報一覧（様式3）	<input type="checkbox"/> BtoC事業者のため提出しない	—	<input checked="" type="checkbox"/>
4 誓約書（様式4）		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
5 「自らの販売・提供先との反復継続した取引」又は「個人顧客との継続した取引」を証明する書類等	<input checked="" type="checkbox"/> 帳簿書類を提出 <input checked="" type="checkbox"/> 2019年10月分 <input checked="" type="checkbox"/> 2020年10月分 <input type="checkbox"/> 通帳で取引先が分かるため帳簿書類は提出しない <input checked="" type="checkbox"/> 通帳を提出 <input checked="" type="checkbox"/> 2019年10月分 <input checked="" type="checkbox"/> 2020年10月分 <input type="checkbox"/> BtoC事業者で現金取引が主体であり、通帳に継続取引を示す記帳がないため通帳を提出しない	—	<input checked="" type="checkbox"/>
6 本人確認書類の写し	[法人] <input checked="" type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書の写し [個人] <input type="checkbox"/> 運転免許証の写し等	—	<input checked="" type="checkbox"/>
7 收受日付印の付いた確定申告書類の写し	[法人] (2019年及び2020年の10月をその申告期間に含むもの) ・法人税確定申告書別表一 <input checked="" type="checkbox"/> 2019年分 <input checked="" type="checkbox"/> 2020年分 ・法人事業概況説明書 <input checked="" type="checkbox"/> 2019年分 <input checked="" type="checkbox"/> 2020年分 [個人] ・所得税確定申告書B（第一表） <input type="checkbox"/> 2019年分 <input type="checkbox"/> 2020年分 ・青色申告決算書、白色申告の場合は収支内訳書 <input type="checkbox"/> 2019年分 <input type="checkbox"/> 2020年分	—	<input checked="" type="checkbox"/>
8 2021年10月分の売上帳簿の写し		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
9 給付金・補助金・助成金等の受領を証明する書類の写し	該当する場合のみ提出	—	<input checked="" type="checkbox"/>

9. 参考資料

岐阜県売上減少事業者等支援金(第3弾)申請書 市町村配布窓口

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間(平日)	土日祝日の対応	市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間(平日)	土日祝日の対応		
岐阜市	経済部商工課	8:45~17:30	×	飛騨市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×		
	北部事務所				本巣市	本庁舎地域調整課	8:30~17:15	×	
	西部事務所					根尾分庁舎総務産業課			
	南部東事務所					糸貫分庁舎産業経済課			
	東部事務所					郡上市	真正分庁舎地域調整課	8:30~17:15	×
	日光事務所						商工観光部商工課		
	南部西事務所						大和振興事務所		
柳津地域事務所	白鳥振興事務所								
	高鷲振興事務所								
大垣市	経済部商工観光課	8:30~17:15	×	美並振興事務所					
高山市	新型コロナウイルス総合窓口	9:00~17:00	×	明宝振興事務所					
多治見市	多治見市役所本庁舎	9:00~17:00	×	和良振興事務所					
	経済部産業観光課			下呂市	観光商工部商工課	8:30~17:15	×		
	多治見商工会議所				秋原振興事務所				
笠原町商工会	小坂振興事務所								
関市	産業経済部商工課	8:30~17:15	○ (日直対応)		下呂振興事務所				
中津川市	商工観光部商業振興課	8:30~17:15	×	金山振興事務所					
	政策推進部政策推進課			馬瀬振興事務所					
	市民福祉部健康医療課			海津市	産業経済部商工観光課	8:30~17:15	×		
	山口総合事務所			岐南町	総合政策部経済環境課	8:30~17:15	×		
	坂下総合事務所			笠松町	企画環境経済部環境経済課	8:30~17:15	×		
	川上総合事務所			養老町	産業建設部産業観光課	8:30~17:15	×		
	加子母総合事務所			垂井町	産業課	8:30~18:15	×		
	付知総合事務所			関ヶ原町	地域振興課	8:30~17:15	×		
	福岡総合事務所			神戸町	総務部総務課	8:30~17:15	○ (宿日直対応)		
	蛭川総合事務所			輪之内町	産業課	8:30~19:00	×		
	苗木事務所			安八町	企画調整課	8:30~17:15	×		
	坂本事務所			揖斐川町	産業建設部商工観光課	8:30~17:15	×		
	落合事務所			大野町	産業建設部まちづくり推進課	8:30~17:15	○ (日直対応)		
	阿木事務所			池田町	建設部産業課	8:30~17:15	×		
神坂事務所	北方町	総務危機管理課	8:30~17:15	○ (日直対応)					
美濃市	産業振興部産業課	8:30~17:15	×	坂祝町	企画課	8:30~17:15	×		
瑞浪市	経済部商工課	8:30~17:15	×	富加町	産業環境課	8:30~17:15	×		
羽島市	産業振興部商工観光課	8:30~17:15	○ (夜間休日窓口)	川辺町	産業環境課	8:30~17:15	×		
恵那市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×	七宗町	企画課	8:30~17:15	×		
美濃加茂市	産業振興部商工観光課	8:30~17:15	×	八百津町	地域振興課商工振興係	8:30~17:15	×		
土岐市	地域振興部産業振興課	8:30~17:15	×	白川町	企画課商工観光係	8:30~17:15	○ (日直対応)		
各務原市	産業活力部商工振興課	8:30~17:15	×	東白川村	地域振興課	8:30~17:15	×		
可児市	観光経済部産業振興課	8:30~17:15	×	御嵩町	まちづくり課	8:30~17:15	○ (当直室(終日))		
山県市	まちづくり・企業支援課	8:30~17:15	×	白川村	観光振興課	8:30~17:15	×		
瑞穂市	穂積庁舎企画部市民協働安全課	8:30~17:15	×						
	巣南庁舎商工農政観光課	8:30~17:15	×						